

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和元年 9 月 3 日

横浜市契約事務受任者  
道路局長 乾 晋

1 契約の概要

都市計画道路桂町戸塚遠藤線（上倉田戸塚地区）高島橋塗膜一部剥離工事  
橋梁塗膜の一部剥離

2 履行（納品）場所

戸塚区上倉田町 248 番 3 地先から戸塚町 216 番 1 地先まで

3 契約日

令和元年 5 月 14 日

4 履行日又は履行期間

令和元年 5 月 25 日まで

5 契約金額

¥3,623,440 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市金沢区鳥浜町 12 番地 7  
株式会社コーケン

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

撤去工事中の橋梁上部工から PCB が検出され、作業が中断してしまい、桁材が一部の水平継材のみで繋がっている状態であり、川の増水による桁の逸散や転倒の恐れがあることから、速やかに桁材を撤去する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

緊急的な作業の体制が整っていて、かつ橋梁塗膜一部剥離の実績が確認できたため。

9 所管課

道路局建設課